

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2018
9月号 Vol. **90**



8月23日、鳥取市内に出現した虹
(撮影：鳥取県発明協会 北山)

発行：鳥取県知的所有権センター

〒689-1112鳥取市若葉台南7-5-1

■一般社団法人鳥取県発明協会

TEL : 0857-52-6728 FAX : 0857-52-6674

■公益財団法人鳥取県産業振興機構

TEL : 0857-52-6722 FAX : 0857-52-6674

知財 とっとり



Vol. 90
2018.9月号

鳥取県知的所有権センターポータルサイト



<http://tottorichizai.com/>

とっとりちざい

検索

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口



<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/>

鳥取県知財総合

検索

鳥取県発明協会



<http://www.toriton.or.jp/~thatsu/>

とっとりはつめい

検索

❖ 目次 ❖

1. 「知財専門家駐在日」のお知らせ（平成30年10月）
2. 「第60回 鳥取県発明くふう展」作品募集（再掲）
下田一弘先生が表彰を受けられました
3. 企業連携出前授業（第1回）開催報告
- 4.~5. 「モノづくり体験講座」開催報告
- 6.~7. 鳥取県知的所有権センター担当者より
- 8.~11. 特許探偵団 Vol.22 迷彩塗装
- 12.~13. 知財Q & A
14. 書籍のお知らせ
15. 鳥取県特許関係情報（平成30年8月発行）



「知財専門家駐在日」のお知らせ

「INPIT 鳥取県知財総合支援窓口」

月 日	時 間	場 所	知 財 専 門 家
10月 3日 (水)	13:00～16:00	鳥取県産業振興機構 西部センター 2階	田中(俊)弁理士
10月 4日 (木)	13:00～16:00	鳥取県産業振興機構	黒住弁理士
10月 11日 (木)	13:00～16:00	鳥取県産業振興機構	中西弁理士
10月 18日 (木)	13:00～16:00	鳥取県産業振興機構	田中(秀)弁理士
10月 25日 (木)	13:00～16:00	鳥取県産業振興機構	上田弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。

その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mail等にてご確認ください。

INPIT鳥取県知財総合支援窓口サイト(<http://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/>)では、窓口状況の確認もできますのでご利用ください。

お申し込み連絡先

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口



■TEL 東部窓口：0857-52-5894
西部窓口：0859-36-8300



■E-mail: torimado@toriton.or.jp

« 知財総合支援窓口の電話が通話中の場合は下記におかけ直してください。 »

一般社団法人鳥取県発明協会

0857-52-6728

公益財団法人鳥取県産業振興機構

0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。各会場共通 開催時間は13:00～16:00

月 日	会 場 (予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
10月 2日 (火) 10月 16日 (火)	倉吉市立図書館 (TEL: 0858-47-1183)	特 許 等 無 料 相 談 会	毎月第1・3火曜日 (13:00～16:00)
10月 5日 (金) 10月 19日 (金)	倉吉商工会議所 (TEL: 0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00～16:00)
10月 9日 (火)	鳥取県立図書館 (TEL: 0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00～16:00)
10月 10日 (水)	境港商工会議所 (TEL: 0859-44-1111)		毎月第2水曜日 (13:00～16:00)
10月 17日 (水)	米子商工会議所 (TEL: 0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00～16:00)
10月 23日 (火)	米子市立図書館 (TEL: 0859-22-2611)		毎月第4火曜日 (13:00～16:00)

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL: 0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30～16:30)
-------------------------------------	-------	-----------------------

年に一度のアイデアの祭典 鳥取県発明くふう展!!

子どもから大人まで、
「面白い!」「なるほど!」
な作品をお待ちしております。

締切
9/25
(火)

作品募集締めの切めー

応募の詳細は、
ホームページを
ご確認ください。

募集期間

平成30年8月1日(水)～平成30年9月25日(火)

募集作品の詳細

- ①生活用品の改良考案、意匠及び産業上有益な発明等。
- ②著作権の存続している著作物(音楽・イラスト・キャラクター等)は使用しない。
- ③大きさは、縦・横・高さ 各1m以内・重量20kg以内。
作動のわかる試作品又は模型。

作品展示期間・会場

期間:平成30年11月30日(金)～12月4日(火)

会場:中電ふれあいホール3階展示室(鳥取市片原1丁目201)

◆お申し込み・お問い合わせ◆

一般社団法人鳥取県発明協会

〒689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1

電話:0857-52-6728 FAX:0857-52-6674

たくさんのご応募
お待ちしております!

下田一弘先生が表彰を受けられました



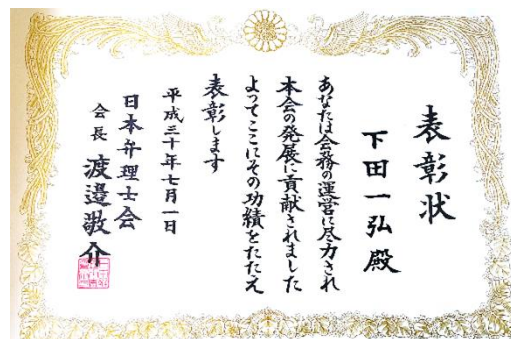
下田 一弘先生

鳥取県知財総合支援窓口では、知的財産に関する様々な相談に、専門家の先生方が対応してくださっております。

この度、鳥取県知財総合支援窓口で派遣専門家として相談対応にご協力いただいております下田一弘先生が、平成30年7月、日本弁理士会から弁理士会会務の運営に尽力された功績で表彰を受けられました。

下田先生のご専門は、光学・バイオ等多岐に渡り、東京の「下田知財経営総合事務所」、「萩原国際特許事務所」で弁理士として、また、鳥取県内の複数の企業で顧問弁理士をされるなど、多数ご活躍です。

下田先生、おめでとうございます。



「企業連携出前授業（第1回）」開催報告

鳥取県発明協会では、発明の奨励、青少年等の創造性開発育成を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的に日々活動しております。その活動の一環として、青少年創造性育成を目的とする「企業連携出前授業」を開催します。現在開催済みの出前授業について、開催の様態を報告いたします。

平成30年7月31日（火）、三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社様にご協力頂き、「タブレットの耐久性向上」をテーマとした出前授業を、中学3年生70名を対象に、福部町コミュニティセンターにて開催しました。

参加した中学生は、姉妹都市の締結を行っている鳥取市と姫路市の中学3年生（各35名）で、3日間の合宿交歓会の交流活動の一環として参加しました。

授業は、タブレットに鋼球を落下させて耐久性を確かめる実験のほか、耐久性を高める仕組みについて、グループで考えて発表するグループ学習なども行われました。

これらの学習を通じて、県内のモノづくり企業の製品開発の一端を知ることができる良い機会となりました。

「企業連携出前授業」では、第2回を9月14日に世紀小学校（モルタルマジック株式会社様ご協力）で開催のほか、第3回を9月26日：五千石小学校（株式会社日本マイクロシステム様ご協力）、第4回を10月23日：関金小学校（モルタルマジック株式会社様ご協力）、第5回を11月1日、久松小学校（モルタルマジック株式会社様ご協力）、第6回を12月11日、五千石小学校（気高電気株式会社様ご協力）で開催予定です。



◆アンケートの感想より◆

- ・ 普段は見ない内部構造について深く知ることができ、良かった。今のタブレットはとても進化していると思いました。
- ・ 身近に使っているタブレット、カラオケ用のタブレットがなぜ衝撃に耐えることができるのかが実験や分解を通して良くわかりました。
- ・ とても楽しかったです。でも、ちょっと難しい言葉が出てきたところはちょっと分かりませんでした。
- ・ 分解など絶対にできない実験ができて良かったです。実際に実験が見れて良かったです。
- ・ 今日、このような日にこうした実験ができたことは、今の僕たち中学3年生の将来を考える時期としてとても良かったことでした。
- ・ 難しい構造なども部分の名称や役目とともに説明していただき、動画なども利用したりと楽しく学ぶことができました。
- ・ 知らない事ばかりで驚きました。もっと深く知る事ができる機会があれば知りたいです。今日はありがとうございました。

「モノづくり体験教室」開催報告

平成30年度鳥取県・鳥取県発明協会主催啓発イベント
「モノづくり体験教室」を、平成30年8月10日（金）に開催いたしました。

当日は、とりぎん文化会館にて、TOYクリエイターの野出正和氏を講師にお迎えし、「コロコロドミノ」工作にチャレンジしよう！！と題し、工作教室を開催。45組の小学生親子が野出先生からプロの技を伝授していただきました。



開場前、工作の準備中の野出先生



「工作でいちばん大切なのは「楽しく作ること」。周りの人は、手伝ってあげる程度のサポート役に徹してあげてください。自分でがんばったという経験が、未来の成長につながります」



「ボンドをつけるちょうどいい量」を実際にみんなに見せてくれる野出先生



真剣にドミノの仕掛けを工夫する子どもたち



野出先生に仕掛けの仕組みを教わります

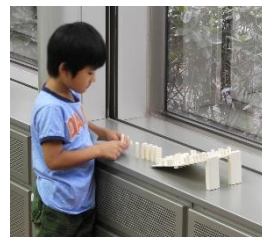
「モノづくり体験教室」開催報告



先生の作った「コロコロドミノ」は
すごい仕掛けがいっぱい！
どんな技が使っているのかな？



工夫してつくった仕掛けに
ビー玉を転がすよ！うまくできたかな？



完成！



あなたは楽しく工作をすることができたので、
「工作の達人」に認定します！
自信を持って工作してください。

野出先生から参加したみんなひとりずつに、
「工作の達人」認定証 が贈られました。

「工作の達人」になった子どもたちに、先生から約束！
「みんなはもう「工作の達人」だから、おもちゃや
ゲームを買わなくても自分で作ることができます。
まわりにある材料を使って、自分で作って遊んでみ
てください！」

■ アンケートより感想抜粋 ■

- ・とっても楽しそうに夢中で工作していて、見ていてうれしかったです。先生のお話もおもしろかったです。
- ・今日はほぼ先生の見本通りに作りましたが、自分で工夫してできるようになるといいな、と思いました。
- ・ふだん自発的に行動しているところをあまり見ないので良い機会でした。工作がますます好きになったそうです。
- ・とてもすばらしい企画だと思いますので、定員をもう少し増やしてください。

～皆様、貴重なご意見等 ありがとうございました～



この日の工作でまず、ボンドをつける量や固まるまでの時間など、「工作の基本」から教えてくださった野出先生。基本を伝え終わると、ステージにみんなを集めて、工作の手順や仕掛けの技や作る時のコツを解説。目を輝かせて先生の手元を見つめる子どもたちの姿に、こんなにも工作が魅力的なものだということに改めて気づかされました。「工作でいちばん大切なのは「楽しく作ること」」という野出先生のメッセージ、みなさんにしっかり伝わったと思います。「工作の達人」に認定されたみなさんには、これからも楽しく工作して、創造、工夫する喜びをいつまでも持っていてほしいと心から願います。

**野出先生、会場に来てくださったみなさま、関係者のみなさま、
ありがとうございました！**

国立国会図書館関西館について



鳥取県産業振興機構・知的所有権センター

あしぎき よしひろ

特許流通コーディネーター 芦崎 幸弘

5月より鳥取県産業振興機構の特許流通コーディネータとして本部で勤務しております芦崎です。県内外の特許・技術の発信、導入を柱に県内企業様の知的財産業務や契約業務等の支援をさせて頂きたいと思います。

大阪を中心に福井、鳥取、神奈川、愛媛などで勤務しておりましたので、その経験も活かせたらと思います。よろしくお願いします。

寄稿などは初めての経験ですが、今回はメーカ時代に時折利用していた国立国会図書館関西館について少し紹介します。メーカでは製品開発前に先行技術調査が行なわれています。特許文献であれば J-PlatPat や商用検索システムで検索できますが、非特許文献を検索する必要がある場合は Web 検索の他に図書館情報を利用することも多いと思います。

国立国会図書館の東京本館は地下鉄を上がったところで行きやすいのですが、関西館は京阪奈丘陵の高台にあるため、車を利用しない場合は電車とバスを乗り継いで行くので少し時間が掛かります。反面、まだまだ広大な土地があるため、発展性に富んだ位置にあると思います。

国立国会図書館は、国会図書館としての機能があり、関西館では議員等からの問い合わせが年間4万件以上あるそうです。また、国立図書館の機能としては国内出版物の網羅的な収集と保存が行われています。身近にある図書館とは違って縁遠いようですが、「満18歳以上の方はどなたでも利用できます」と入口にパネルが立っています。（写真1）



構造は地上部分と地下部分からなり、一般の閲覧室は地下1階にあります。さらにその地下に3層構造の書庫があるようです。（私は見たことはないですが、定期的に館内ツアーを行っており、申し込めば見せてもらえるようです）貸出しは行われていませんが閲覧室で申し込めば15分前後で手元に届いて閲覧できます。

【写真1】国立国会図書館関西館入口

【写真2】 国立国会図書館関西館バス停
(関西館中央奥に2基のクレーンが見える)



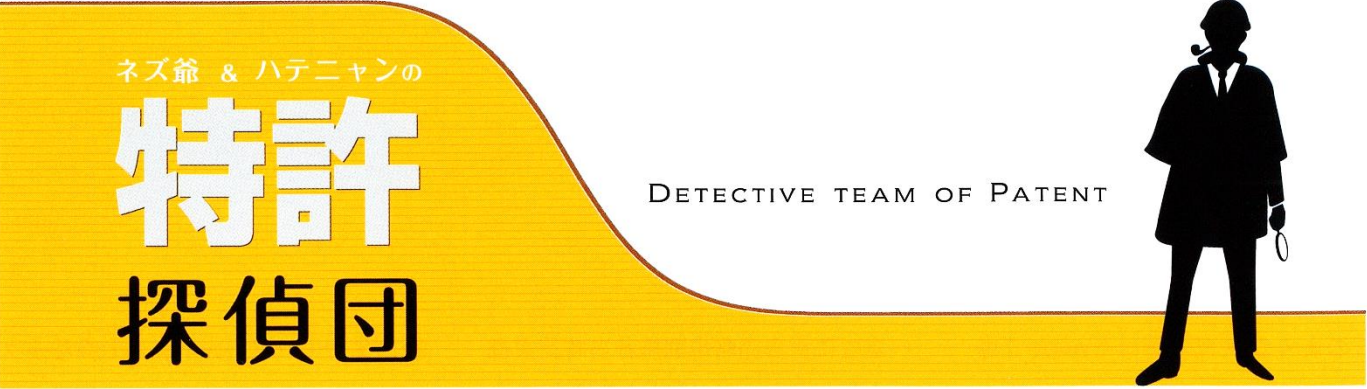
収蔵能力は東京本館が1200万冊、関西館が600万冊ですが、関西館はさらに増築中で将来は2000万冊になるそうです。(写真2：写っているクレーンは関西館の裏手で増築工事中のもの)

関西館の特徴としては、国内博士論文、文科省科研費報告書、科学技術系洋雑誌などが所蔵されていることや、アジア関係資料が所蔵されていることです。申し出れば科学技術関連文献抄録データベース「JDreamⅢ」を使うこともできます。また、国内医学文献抄録索引データベース「医中誌Web」などのセミナーも館内で行われていました。個人的な感想は、閲覧室を見る限り、科学技術関係（いわゆる理系）とアジア関係の書籍や雑誌が目立つので、この方面の調査研究をされる方にはピッタリと思います。

ちなみにアジア関係の書籍、雑誌、新聞を見ると、書籍はコリア、中国、東南アジア、南アジア、西アジア、北アフリカの書架がありました。特に中国関係は学会誌からファッション誌に至るまで置いてあります。新聞は朝鮮語、中国語（中国、香港、台湾、シンガポール、マレーシア）、および諸言語（モンゴル、フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、イラン、エジプト、レバノン、シリア、イスラエル、トルコ）と分けられていて最新の新聞が読めるようになっています。中国の新聞だけでも20紙以上はありました。（私には猫に小判ですが）

関西館は鳥取から近いので、具体的な調査テーマを持たれている方や近くまで行く用事のある方は一度寄られてみてはどうでしょうか。（なお、付近には観光スポットがたくさんあるので、わざわざここを見学にだけ行くのは少し時間がもったいない気がしますが）

大阪からは、地下鉄御堂筋線でなんばまで行き、近鉄電車で大阪難波 → 生駒 → 学研奈良登美ヶ丘、そこからバスで学研奈良登美ヶ丘→国立国会図書館です。京都からは、近鉄電車で京都 → 丹波橋 → 新祝園（しんほうその）、そこからバスで祝園（ほうその）→ 国立国会図書館です。



Vol.22 迷彩塗装



爺：今回は、軍用機の迷彩塗装の特許じゃよ。
ハ：迷彩塗装？ ……迷彩塗装って、軍用機を視認させにくくするために施す、機体表面の模様ですよ。
爺：そのとおりじゃ。
ハ：うーん、なんか違和感が……模様も特許の対象になるんですか？
爺：もちろんじゃ。配列が特許になることは知っておるじゃろう。作用効果が発揮される模様ならば、当然、特許になるのじゃよ。

ハテナン

ネズ爺



いわば、隠れ身の術じゃよ。

今回の特許公報：
迷彩が施された航空機、
乗り物の表面、または乗り物等

米国特許第 4,089,491 号
発明の名称：Camouflaged aircraft,
surface vessel or vehicle or the like
権利者：Carlisle Keith Ferris
発明者：Carlisle Keith Ferris
出願日：1976 年 03 月 22 日
登録日：1978 年 05 月 16 日

United States Patent [19]

Ferris [11] 4,089,491
[45] May 16, 1978

[54] CAMOUFLAGED AIRCRAFT, SURFACE VESSEL OR VEHICLE OR THE LIKE
[76] Inventor: Carlisle Keith Ferris, 50 Moraine Rd., Morris Plains, N.J. 07950
[21] Appl. No.: 668,983
[22] Filed: Mar. 22, 1976
[51] Int. Cl.² B64D 7/00
[52] U.S. Cl. 244/1 R; 89/36 R; 427/280; 428/195; 428/919
[58] Field of Search 244/1 R; 114/15; 89/36 R; 428/919, 195; 427/261, 280
[56] References Cited
U.S. PATENT DOCUMENTS
1,305,296 6/1919 Mackay 114/15
2,190,691 2/1940 Barclay 114/15
2,292,848 8/1942 Robson 114/15
3,967,026 6/1976 Dalblom 428/195
FOREIGN PATENT DOCUMENTS
615,111 2/1933 Germany 114/15
OTHER PUBLICATIONS
The Encyclopedia Americana, "Concealing Color-
ation," pp. 325-326a, Countershading and Disruptive Markings, p. 326b, 1964.
Primary Examiner—Stephen C. Bentley
Attorney, Agent, or Firm—Shlesinger, Arkwright, Garvey & Dinsmore

[57] ABSTRACT
A camouflaged aircraft, surface vessel, vehicle or the like comprising an aircraft having upper and lower surfaces and having a plurality of visually contrasting surface coatings thereon, the coatings having lines of demarcation therebetween the surface coatings comprising one light and one dark coating, the dark coating being on a major portion of the upper surface of said aircraft, the light coating being on a major portion of the lower surface of the aircraft, substantially all of the lines of demarcation of the coatings when viewed from the side of the aircraft generally paralleling the longitudinal axis of the aircraft, and substantially all of the lines of demarcation of the coatings when viewed from above the aircraft being generally diagonal with respect to the longitudinal axis of the aircraft and substantially all of the lines of demarcation running in substantially the same direction.

45 Claims, 16 Drawing Figures

1. 米国海軍の塗装の歴史

爺：この迷彩塗装を発注したのは、米国海軍じゃ。まずは、米国海軍機の塗装史について、簡単におさらいしてみろぞ。米国海軍は、地味な塗装時代と派手な塗装時代を繰り返しておるんじゃ。

ハ：地味と派手が交互ですか。氷河期みたいですニャ。

爺：米国海軍の最初の航空部隊は、第一次世界大戦後の1919年に創設されておる。この時の塗装は、まだ、大戦の余波もあって、グレーやカーキグリーンなどの地味なものだったのじゃ。

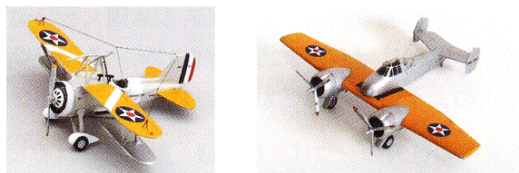
ハ：軍用機ですからね。うなずけますニャ。

爺：一転、米国海軍が派手な塗装規範を導入したのは、1924年2月のことじゃ。胴体を銀色、翼の上面をクロムイエローに塗るようになったんじゃ。

ハ：ヘー、戦前にも派手な塗装を施した時代があったのですね。そういえば、前回登場したF9C改スパローホーク戦闘機も翼の上面が黄色く塗られていましたね。複葉機だし、ちょっと、のどかな感じがする塗装ですね。

爺：この塗装規範は10年以上も維持され、単葉機時代になってもしばらく続いたのじゃよ。

イエローウイング塗装例



ハ：なかなかおしゃれだニャア。空母もこのイエローウイング時代に登場したんですね？

爺：1922年就役のラングレーが米国海軍初の空母じゃ^{※1}。その後、レキシントン、サラトガと相次いで就役するが、その甲板には黄色い翼の艦載機が並んだんじゃよ。

ハ：空から見たら、さぞにぎやかだったでしょうニャ。このころは、まだ、戦争の匂いがしませんね。

爺：ヨーロッパで本格的な戦争が始まると、海軍機は1940年12月からライトグレー単色に塗り替えられ、1941年10月には上面を青味がかかったグレー、下面をライトグレーとする塗装規範が導入されたのじゃよ。戦争の匂いが一気に高まったともいえるのう。

COMMENTS

- ※1) CV1 Langley. 補給艦であったジュピターを改造した米国初の空母。1942年2月、ジャワ島沖において日本軍の攻撃を受けて戦没。米国海軍は、レキシントン級巡洋戦艦から空母に計画変更されたレキシントン (CV-2 Lexington、1927年就役)、サラトガ (CV-3 Saratoga、1927年就役) を相次いで建造した。
- ※2) ブルー単色迷彩の塗装規範が発せられたのは1944年3月であり、1945年4月の水上特攻による戦艦大和の沈没のほぼ1年前である。
- ※3) マッケランド・パークリー (McClelland Barclay) による特許発明で、1940年2月20日に特許された米国特許第2,190,691号。発明の名称は、「Camouflaging (迷彩塗装)」。F2Aバッファロー戦闘機、TBDデバスター雷撃機などにも試験的に施された。

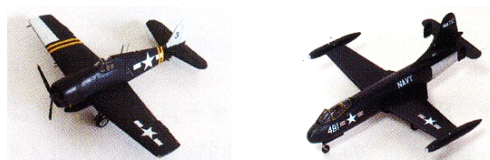


グレー2色塗装例

ハ：日本海軍による真珠湾攻撃の直前ですね。でも、第二次世界大戦の映像記録を見ましたが、米軍機はもっと黒っぽい塗装だったような……？

爺：うむ、その後、上から濃淡のブルー、白のトライカラー時代を経て、塗装工程を簡略化するために濃い青単色で塗装したんじゃ。戦争末期に、米国が日本本土に攻め込んできた時は、この塗装だったわけじゃ。

ブルー単色塗装例

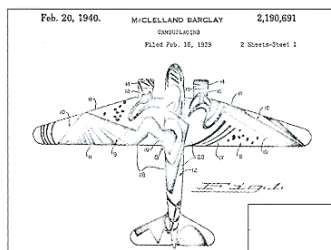


ハ：あ、そうそう。戦艦大和のプラモデルの箱絵に描かれている米国海軍機は、いつもこの塗装ですよ^{※2}！

爺：この生産効率からきた単色の塗装規範は、ジェット機が登場した後も、1953年に朝鮮戦争が終わるまで、しばらく続くんじゃよ。

ハ：こうしてみると、米国海軍は英国やドイツのような、^{まだら}斑型の迷彩塗装を施さなかったんですね。

爺：研究はしておったんじゃ。グレー2色塗装の導入時にマッケランド・パークリー迷彩という塗装が試験的に試されておる。この迷彩塗装も、特許発明じゃ^{※3}。



マッケランド・パークリー迷彩のF2A戦闘機
(出典：『Wing of the Fleet』The Aviation Workshop Publications)



ハ：ホントですか。でも、カッコ悪いですニャ。正式採用されないで、よかったです(笑)。

2. 1970年代末のロービジ化と本発明のクレーム

爺：次にガルグレー塗装じゃ。これは、1950年代半ばから1970年代末まで続く、米国海軍の代表的な塗装じゃ。



ハ：米国海軍が輝いていた時代ですね。カッコイイ塗装でした。そして、現在の地味な塗装になるわけですね。

爺：そう、低視認化、いわゆるロービジ化^{※4}じゃな。



ハ：なんか、灰色で雑巾みたいですね。

爺：今回の発明は、このロービジ化時の試験迷彩なんじゃ。

1. A camouflaged and deceptive perception distorted vehicle comprising:
 - a. a top surface, a bottom surface and upper and lower side surfaces,
 - b. said top and side surface having a plurality of visually contrasting surface areas thereon,
 - c. said top surface having left and right side areas,
 - d. said contrasting surface areas having lines of demarcation therebetween
 - e. said contrasting surface areas comprising a light area and a darker area,
 - f. said darker area being solid and substantially unbroken and substantially covering all of one of said left and right side areas of said top surface,
 - g. said light area substantially covering the remaining portion of the other of said left and right side surface areas of said top surface, and
 - h. substantially all of the lines of demarcation of said contrasting surface areas of said side surface of said vehicle substantially paralleling the longitudinal axis of said vehicle, and
 - i. substantially all the lines of demarcation of said contrasting surface areas of said vehicle on said top surface being substantially diagonal with respect to the longitudinal axis of said vehicle and run in substantially the same direction.

ハ：クレーム長っ！ 和訳をお願いします～！

爺：全て翻訳してたら、この欄が終わってしまうワイ。要点だけじゃぞ。どうじゃ？

1. 迷彩が施され欺瞞^{ぎまん}的な知覚歪曲された乗り物であって、
 - a 上面、下面および上下側面と、
 - b 前記上面および側面は、その上に複数の視覚的なコントラスト表面領域を有し、
 - ... 中略 ...
 - d 前記コントラスト表面領域はそれらの間に境界線を有する
 - e 前記コントラスト表面領域は、明るい領域と暗い領域とを含み、
 - ... 中略 ...
 - i 前記乗り物の前記コントラスト表面領域の境界線の実質的に全てが、前記乗り物の長手方向軸線に対して実質的に斜めであり、実質的に同じ方向に延びることを特徴とする乗り物。

ハ：……うーん、模様を文章化するというのは大変だ、ということが分かりました^{※5}！

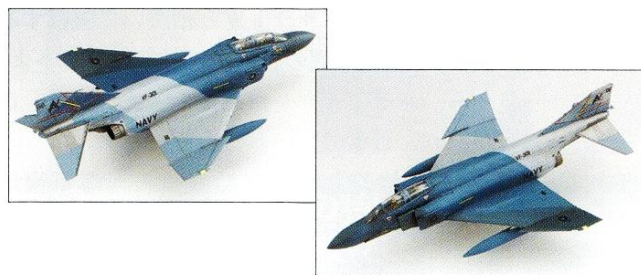
爺：喝ッ！ 何を言うとする。

ハ：わわ、すみません。ん～と……つまり、明暗がはっきりした複数領域を、斜めの境界線で隣接させたってことですね。そうか、つまりは「斜めツギハギ塗装」ってことですね。

爺：簡略化し過ぎじゃが、まあ、そうじゃ。この発明の効果は次のように書かれておる。

本発明の目的の一つは、航空機、船舶または車両などの姿勢、角度、および実際の方向を隠す迷彩方式を提供することである。

機動中の乗り物の運動方向を欺瞞するということじゃ。米国海軍は実際の機体にこの塗装を施したんじゃよ。



ハ：わ、ホントだ！ F-4ファントム戦闘機ですね^{※6}！

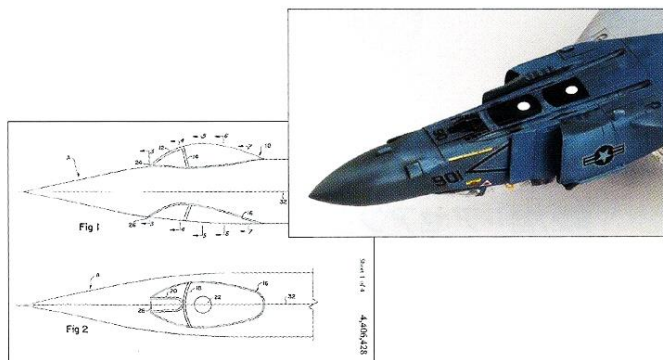


COMMENTS

- ※4) Low visibility camouflage. 米国海軍は1970年代初頭に研究を開始している。実際に、ロービジ化が実行されたのは1979年前後であり、1980年に入ると、徐々に派手な塗装は姿を消していった。
- ※5) 決して冗談ではなく、意匠の意見書や権利侵害の経験がある知財業界の関係者なら深くうなずいてもらえる事実だと思う。模様に限らず、物の形態を言葉で表すことは、スキルを要する作業である。
- ※6) カリフォルニアのミラマー基地に所属するVF301飛行隊のF-4Sに、本特許発明や他の迷彩塗装に関する特許発明（米国特許第4,212,440号）等を複合させた迷彩塗装が施された。この塗装が米国海軍の標準となることはなく、限定的なもので終わった。

3. 画家キース・フェリス (Keith Ferris)

爺：発明者である、キース・フェリス^{※7}は、次のような特許も取得しておるんじゃ^{※8}。先のファントム戦闘機の塗装にも応用されておるゾ。



ハ：ハハハ、機首の裏面に、偽のコクピットを描いてるんですね。座布団一枚！ ……ですけど、技術としては理論倒れで、少し滑稽じゃないですか？

爺：研究の成果じゃ。多少は効果があったんじやろう。

ハ：それにしても、こんな迷彩塗装を考えたフェリスという人は一体、何者なんですか？ 米国海軍の依頼を受けた心理学者とか、数学者ですか？

爺：フェリスは、画家じゃ。

ハ：なんと、画家さんですか！ 抽象画を描く人ですか？

爺：多くの人が、彼の絵を見ているはずじゃ。ハテナン、お主、この絵に見覚えはないか？



出典：英語版ウィキペディア

ハ：うーん、この絵、どこかで見たなあ……ああ、スミソニアン航空博物館の展示室の背景画ですニャ^{※9}！

爺：そのとおり。この絵を描いたのがフェリスじゃよ。

ハ：写実的で美しい絵ですよ。失礼ですが、こんな理屈っぽい迷彩塗装を考えた人には思えません。

爺：フェリスは、米国における航空画の第一人者じゃよ。

ハ：しかしなぜ、彼は迷彩塗装のアイデアをそんなに一生懸命考えたのですかね？

爺：お主、さっき言うのとったではないか。ロービジ化すると、使い古したボロ雑巾みたいにカッコ悪くなると。

ハ：そこまでは言ってニャいですよ。

爺：彼は、飛行機を美しく描いてきた。だからこそ、低色彩化して美しくなくなる飛行機を悲しく思い、どうしたらカッコよく見せられるかを考えたのじゃろうな。

ハ：あらがえないロービジ化のなかで、少しでも魅力あるものにしたかったということですかね。愛ですニャア。

爺：うむ、飛行機愛から生まれた迷彩塗装というわけじゃ。

配列の特許

知財関係者でもうっかりすると見落とすことがあるが^{※10}、作用効果が明確であれば、「配列」も「模様」と同じく、特許の対象となり得る。我々が普段使っているキーボードの文字配列は、左手側のアルファベットの並びから「QWERTY 配列」と呼ばれるが、他に「DVORAK 配列」と呼ばれる文字配列が存在し、これは「配列の特許」の代表的事例である。

このキー配列はシアトルのオーガスト・ドボラック (August Dvorak) 氏らが、タイプライターの文字配列について、1936 年に米国特許を取得したものであり (米国特許第 2,040,248 号)、研究で得たデータからキーを叩く指の移動距離を小さくすることを目的としていた。当時、タイピストは、その膨大なタイプ量故に大きな作業負担が掛っており、その改善を目的とした発明であった。一方で、このような作用効果にもかかわらず、いまだこの文字配列はマイナーなものにとどまっている。優れた作用効果も、世代を超えた「定番」には勝てないことを示す事例ともなっている。

↓一般的な「QWERTY 配列」



↓米国特許の「DVORAK 配列」



中川 裕幸

中川国際特許事務所
所長・弁理士

Hiroyuki Nakagawa : Head
Patent Attorney at
Nakagawa International
Patent Office

〒103-0014

東京都中央区日本橋蛸殻町
1-36-7 蛸殻町千葉ビル6F



COMMENTS

※7) 1929年、ハワイ生まれ。数多くの写実的な航空画を描いている。

※8) 米国特許第4,406,428号。発明の名称は、「Camouflaged Aircraft (迷彩が施された航空機)」である。

※9) 1976年に描かれた、高さ25フィート、幅75フィートの大作である。

※10) 1964年に完成したキャノン株式会社の計算機、キャノーラ130について、同社の丸島儀一氏は、「実はこの発明の大きなポイントはテンキーであるということだったのです。(中略)テンキー式がこの時点で世界初だったことを考えると、本当に悔やまれる仕事となりました」と述べている (『キャノン特許部隊』 光文社新書p.59)。

「知財Q & A」は、知財総合支援窓口で実際にご相談のあった事例の中から、皆様のお役に立つと思われる案件をピックアップしてご紹介しています。



Q

仕様変更により商標登録された商品を使用しなくなった後も、カタログに登録商標名を掲載することの問題点は？

A社がB社の織物（登録商標名「X Y Z」／指定商品 織物）を使用した製品Cを製造・販売し、当該製品Cのカタログに、『「X Y Z」はB社の登録商標です。』と記載していました。

その後、A社は、製品Cの仕様を変更し、「X Y Z」以外の織物を使用した製品C'を製造・販売することになりましたが、カタログの「X Y Z」に関する記述の改訂と製品出荷とのタイムラグが発生して、「X Y Z」を使用していないにもかかわらず、カタログに「X Y Z」の記述が残る事が予想されます。

この場合、どのような問題が発生するのでしょうか？

A

商標権違反となりますので、速やかにカタログを修正する必要があります。なお、製品C'出荷時からカタログを修正するまでの期間については、「X Y Z」の商標権者であるB社の了解を得ることが必要です。

- ① B社から織物「X Y Z」を購入していないにもかかわらず、カタログに『「X Y Z」はB社の登録商標です。』と記載することは、B社に無断で登録商標「X Y Z」使用することになりますので、商標権侵害となります。

したがって、冒頭のとおり、速やかにカタログから『「X Y Z」はB社の登録商標です。』を削除する修正が必要となります。また、製品C'出荷時からカタログを修正するまでの期間については、「X Y Z」の商標権者であるB社の了解を得て商標権侵害を回避する必要があります。

- ② なお、商品C'を販売している期間に、カタログに『「X Y Z」はB社の登録商標です。』と記載することが商標法第74条の虚偽表示に該当するか否かですが、同法における虚偽表示は、例えば、登録商標ではない「A B C」について、『「A B C」はB社の登録商標です』と記載することが該当し、『「X Y Z」はB社の登録商標です。』を指定商品「織物」に対して使用することは、虚偽表示には該当しません。

但し、登録商標「X Y Z」が一定以上の品質を有する製品というように需要者に認識されている場合には、不正競争防止法第2条第1項第十三号の誤認惹起や景品表示法第4条第1項第一号の不当表示違反に問われる可能性もありますので、この意味でも速やかにカタログを修正することが重要です。

■参考情報1：商標法

(虚偽表示の禁止)

第七十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 登録商標以外の商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 二 指定商品又は指定役務以外の商品又は役務について登録商標の使用をする場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為
- 三 商品若しくはその商品の包装に登録商標以外の商標を付したものの、指定商品以外の商品若しくはその商品の包装に商品に係る登録商標を付したものの又は商品若しくはその商品の包装に役務に係る登録商標を付したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為
- 四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標以外の商標を付したものの、指定役務以外の役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に役務に係る登録商標を付したものの又は役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に商品に係る登録商標を付したものであつて、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの（次号において「役務に係る虚偽商標登録表示物」という。）を、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
- 五 役務に係る虚偽商標登録表示物を、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

■参考情報2：不正競争防止法

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

- 十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

■参考情報3：不当景品類及び不当表示防止法

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

本文及び知的財産権についてのご相談は、
お気軽に『鳥取県知財総合支援窓口』まで！
電話：0857-52-5894



書籍のお知らせ（発明推進協会の本 2018.8）



大きく変わるソフトウェア特許に対応！
**日米欧中に対応した
特許出願戦略と審査対応実務
改訂版**

立花 顕治 著
A5判 288頁 定価3,240円
送料300円

日本における主要な特許出願国としては、米国、欧州、中国が挙げられますが、パリルート、PCTルートのいずれを利用して、実体的な審査は、各国（地域）独自の法制に従うことになります。ところが、日本とこれらの国（地域）では、言語の相違に加えて、明細書作成のコンセプトが異なるため、日本と同じ感覚で明細書を作成すると、権利化が困難になるだけでなく、代理人費用の増大等、種々の問題が発生してきます。本書では、日米欧中の明細書作成のブラクティスの相違を配慮し、日本語の段階で対応できる標準化された明細書の作成について解説しています。米国、欧州、中国で特許出願を行う際の相違点を明確にし、その留意すべき手続きについても解説し、かつ、最近の法改正等にも対応した改訂版です。

ISBN 978-4-8271-1274-0

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



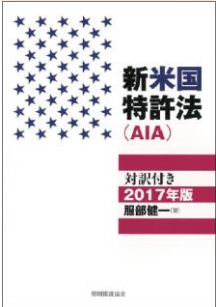
再版できました！
**日米欧中韓共通出願様式時代
特許明細書等の書き方
プロフェッショナル・アマチュアのための教本**

鈴木 壯兵衛 著
A5判 362頁 定価 3,240円
送料350円

わが国においては、2009年より日米欧共通出願様式での特許出願が開始されましたが、現在では、韓国、中国を加えた五つの特許庁の枠組みにおいても、共通出願様式の採用が推進されています。本書は、長く特許事務所内で指導してきた著者が、共通出願様式に対応した明細書及び図面等の記載方法を具体的に解説し、その考え方や心構えまでも指南するものです。企業の知的財産部員、中小企業の経営者はもとより、経験の浅い弁理士、さらには学生や研究者など、“プロの技”を志向する方は必見の一冊です。

ISBN 978-4-8271-1201-6

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



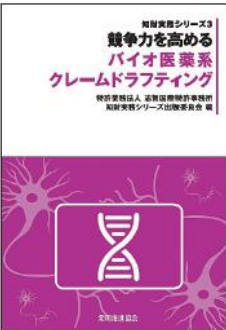
なおも更新中！
**新米国特許法
対訳付き 2017年版**

服部 健一 著
A5判 560頁 定価3,780円
送料350円

新米国特許法（AIA）は2011年9月16日に制定されてから数年以上実施されて、米国特許商標庁は必要な審査ガイドライン、運用基準、施行規則、審査官用トレーニング資料、AIA 統計資料等を整備し、連邦裁判所もいくつかの判例を出してきたので審査のあり方は明らかになってきています。本書は、判例を入れて体系的に整理し、米国特許商標庁発行の最新資料、情報を取り入れてわかり易く取りまとめています。今後の法改正の重要点である101条特許主題、102条公表の定義、当事者系／登録後レビュー等の改正提案の内容も紹介しています。参考として日米欧特許法比較や米国特許法基本問題（クレーム解釈、有効性、不正行為、侵害）の法解釈のあり方の解説を追加し、内容を充実させています。

ISBN 978-4-8271-1298-6

鳥取県発明協会 会員価格： 3,024円



バイオ・医薬系の特許明細書の書き方！
**競争力を高める
バイオ医薬系
クレームドラフティング**

特許業務法人志賀国際特許事務所
知財実務シリーズ出版委員会 編
A5判 232頁 定価 1,620円
送料 300円

バイオテクノロジーは医薬、食糧、エネルギー、環境の各分野で今や欠くことができない技術となっています。特に生体分子が主体となりつつある医薬分野では、生命現象を解析し、これを大量生産するために、バイオテクノロジー技術は重要となっています。バイオテクノロジーや医薬の分野は、特許出願数が多くありませんが、それゆえの確かな知財戦略が必須となっています。本書には、バイオテクノロジーや医薬の特許出願のためのノウハウが満載です。

ISBN 978-4-8271-1302-0

鳥取県発明協会 会員価格： 1,296円



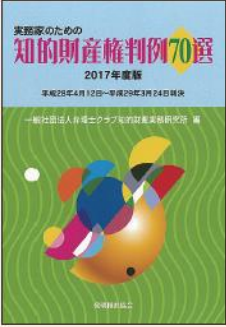
増刷できました！
競争力を高める特許リエゾン

特許業務法人志賀国際特許事務所
知財実務シリーズ出版委員会 編
A5判 816頁 定価 4,860円
送料 350円

本書は、自社の製品を保護する強い特許を発掘・強化して訴訟等の権利行使に耐え得るものを創造し、各技術分野での応用や海外での活用等を、半世紀にわたるノウハウを開示した実務書です。企業知財部の方や特許事務所の明細書作成者の方々には、必須の一冊です。

ISBN 978-4-8271-1263-4

鳥取県発明協会 会員価格： 3,888円



実務上の指針を付した知的裁判判例集
**実務家のための
知的財産権判例70選
2017年度版**

一般社団法人弁理士クラブ
知的財産実務研究所 編
A5判336頁 定価3,240円
送料300円

2016年度に出された知的財産権に関連する裁判の判決から、注目の判決を厳選して掲載した実務家にとって必読の書です。審決取消事例を含む70件を掲載しています。判決を①事実関係②争点③裁判所の判断④実務上の指針の4つの視点から解説し、1件4頁にコンパクトにまとめた判決集です。また、●裁判例インデックス●裁判例索引●キーワード索引がついています！

ISBN 978-4-8271-1303-7

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円

鳥取県発明協会の会員様は
発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。
【書籍申し込み・入会お問い合わせ】



鳥取県特許関係情報 (平成30年8月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆				
出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
エイベクト株式会社	携帯デバイス及びそのモード切替方法、プログラム	2018-132968	2017-026619	2017/2/16
株式会社M I C O T Oテクノロジー	医療シミュレータ	2018-120205	2017-149616	2017/8/2
株式会社アサヒメッキ	ステンレス銅発色管理方法およびシステム	2018-127696	2017-022581	2017/2/9
株式会社コクヨMVP	縫じ具のパッド	2018-122443	2017-014070	2017/1/30
株式会社大協組	リン吸着材及びその製造方法	2018-126683	2017-020932	2017/2/8
国立大学法人鳥取大学	翼及びそれを用いた風車	2018-119483	2017-011883	2017/1/26
国立大学法人鳥取大学	医療シミュレータ	2018-120205	2017-149616	2017/8/2
国立大学法人鳥取大学	リン吸着材及びその製造方法	2018-126683	2017-020932	2017/2/8
国立大学法人鳥取大学	情報処理装置、情報処理システム、移動経路決定方法及びプログラム	2018-129000	2017-023585	2017/2/10
国立大学法人鳥取大学	情報処理装置、情報処理システム、移動経路決定方法及びプログラム	2018-129001	2017-023594	2017/2/10
国立大学法人鳥取大学	組換え大腸菌及びその利用	2018-130127	2018-105597	2018/5/31
国立大学法人鳥取大学	検査装置	2018-130983	2017-024033	2017/2/13
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	ステンレス銅発色管理方法およびシステム	2018-127696	2017-022581	2017/2/9
長尾 尚道	箱入り（テッシュ）を、任意の（壁面等）に取り付ける事が出来る器具であり、車椅子、障害者当の使いやすい場所に取り付け使用できる。	2018-126480	2017-032676	2017/2/7
鳥取県	医療シミュレータ	2018-120205	2017-149616	2017/8/2
三浦 典正	DNA損傷を修復するRNA分子	WO2017/073689	2017-547864	2016/10/27
三浦 典正	メチル化関連酵素HAT1とKAT8の阻害薬	WO2017/073692	2017-547866	2016/10/27
青柳 重明	物干し台用転倒防止器具及び物干し台用転倒防止器具のセット品	登-03217659	2018-002185	2018/6/13
株式会社MASUDA	張架・牽引材長さ調節装置	特-06377105	2016-144104	2016/7/22
株式会社徳永組	張架・牽引材長さ調節装置	特-06377105	2016-144104	2016/7/22
公益財団法人鳥取県産業振興機構	張架・牽引材長さ調節装置	特-06377105	2016-144104	2016/7/22
合同会社放射線測定システム	X線撮影補助具	特-06367457	2017-236371	2017/12/8
国立大学法人鳥取大学	イオン液体、レドックスフロー二次電池用電解液、レドックスフロー二次電池および塩	特-06371157	2014-156541	2014/7/31
国立大学法人鳥取大学	精神疾患判定装置	特-06371366	2016-240737	2016/12/12
国立大学法人鳥取大学	分裂促進因子活性化タンパク質キナーゼ依存性組換えワクシニアウイルス（MD-RVV）及びその使用	特-06378200	2015-549229	2014/11/20
神鋼機器工業株式会社	高圧ガス容器	特-06381121	2014-216394	2014/10/23
竹下 清助	電気コーヒーメーカー	特-06376369	2017-219503	2017/10/26
鳥取県	廃電子基板からの金属の回収方法	特-06369797	2014-046258	2014/3/10
◆商標出願状況◆				
商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務	
株式会社ウィードメディカル	WEED	2017-120535	第35類,第39,第43,第44類	
有限会社ルウ研究所	KILALUN	2017-138077	第3類	
有限会社ルウ研究所	R、RUKEN	2017-138078	第3類	
株式会社HERO	上部頸椎ダイレクトストレッチ	2017-159120	第44類	
株式会社米吾	吾左衛門	2017-143403	第29類,第30類,第33類	
株式会社米吾	吾左衛門本舗	2017-143404	第29類,第30類,第33類	
松田 啓一	セブンハンドル	2017-130708	第8類	
特定非営利活動法人ラ・ルーチェ絆縁	ハバイヤ葉茶、いなばの恵み	2017-138694	第30類,第32類	
佐々木 優子	いちご舎本舗	2017-125386	第35類	
鳥取県	DAISEN	2017- 18753	第33類	
浦上 克哉	JOURNALOFDEMENTIAPREVENTION	2017-132447	第9類,第16類	
株式会社ガルデンス	イエトニワ、家と庭	2017-151237	第37類	
杉内商事株式会社	強肩王	2017-140327	第41類	
株式会社レクサー・リサーチ	DEEPTHINKING	2017-144341	第9類	
鳥取中央農業協同組合	潮騒熟成	2018- 68048	第31類	

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会（0857-52-6728）まで申し込んでください。（価格・・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円＋送料）

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
 - サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報の特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
 - その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
 - 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員ののみ)
- ～入会(会員)及びサービスの詳細は下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除 (この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円 (何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

下記「お問合せ・お申し込み先」までご連絡ください。

第60回 鳥取県
「発明くふう展」
応募締切間近です!!
みなさまのご応募
お待ちしております!

幼稚園・保育園、
小中学校の児童
・生徒のみなさんは、

第18回 鳥取県
「未来の科学の夢 絵画展」
も、是非ご応募ください!



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会
〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
電話: 0857-52-6728 FAX: 0857-52-6674
E-mail: hatsu@toriton.or.jp

